「旬屋佐賀めし」の制作業務委託仕様書

１　業務名

「旬屋佐賀めし」の制作業務

２　課題

　　佐賀県では、平成23年度より首都圏における県のPRツールとして「旬屋佐賀めし（以下、佐賀めし）」を制作している。佐賀めしでは、首都圏在住の方々に佐賀県をより身近に感じてもらうことを目的に、佐賀の食材を使用した店舗、佐賀出身者が営む店舗、佐賀の地酒が楽しめる店舗などの情報を掲載している。

しかしながら、より多くの方々に冊子を手に取ってもらうことが課題となっており、認知度や活用度の向上が求められている。

３　目的

掲載店舗に佐賀めしの冊子を設置してもらい、それぞれの店舗がアンテナショップとしての役割を担うことで、来店者が他の掲載店舗にも足を運ぶよう促す。これにより、佐賀県への関心を高め、認知度の向上を図ることを目的とする。  
　また、より多くの方に冊子を手に取ってもらえるよう、紙面の内容やデザインのブラッシュアップを行う。

４　業務内容

（１）佐賀めし制作業務

　（ア）店舗取材の支援

・発注者側で、記事、写真の基本内容を提供するにあたり、１店舗発注者に同行してもらい、写真撮影や店舗取材のノウハウを教授する。

　（イ）冊子デザイン

　 ・サイズはＡ５版とする。

　 ・発注者側で、記事、写真の基本的内容を提供する（文章の修正や写真の加工は可）。

　 ・受注者により、配色及びレイアウトを行う。

　 ・校正は２回以上行うこととする。

　 ・掲載する情報について、指定はない。（デザインの提案に含むものとする。）

（ウ）冊子印刷

・数量は7,000部とする。

・カラー（写真付き）とする。

・ページは表紙４ページ＋本文70ページとする。

・校正は２回以上行うこととする

５　納期

　　令和８年２月27日（金）

６　成果物等

　　・業務完了報告書

　　・当事業で作成した広報素材の各種データ（各1種）納品はCD-R(DVD)とする。

７　提案額

　　提案額は1,554千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

８　契約期間

　　契約締結の日から令和８年３月13日（金）まで

９　留意事項

（１）委託業務内容の詳細については、県と受託者とで協議を行い、決定する。

（２）事業の運営に必要かつ適切な人員配置を行うこと。

（３）業務遂行にあたっては、委託業務を統括し、県からの指示を受ける窓口として責任者と当該業務の従事担当者を置き、関係者と円滑な事業進行管理や意思疎通に努めること。

（４）本委託業務において、第三者（本県及び受託業者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。

（５）今回の委託業務により制作される成果物の著作権、所有者等、その他一切の権利は佐賀県に帰属するものとする。ただし、著作者人格権の行使を妨げるものではない。

（６）成果物は、佐賀県が自由に二次使用できるものとする（①著作権法第20条の規定による著作者の意に反した変更、切除、その他の改変を受けていないものに限る／②トリミング等加工（改変）を加えない状態のものに限る）。特に県の他事業に当事業の成果物を利用することがあるため、著作権者がその旨を許諾したことが確認できる資料を県に提出すること。

（７）本業務の一部を第三者に再委託する場合には、あらかじめ県に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法を報告し、承諾を得ること。

（８）この契約にあたり個人情報を取り扱う場合は、個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の洩漏等のないように万全の注意を払わなければならない。また、個人情報の取り扱いには、県の定める「情報セキュリティポリシー」及び「個人情報保護条例」を遵守すること。

（９）委託業務完了後、すみやかに完了報告書等の関係書類を提出すること。

（10）作成に関する取材や撮影、資料収集等にあたって必要となる手続きは発注者の責において行うが、受注者でこれを支援することとする。

（11）本業務において必要となる経費（撮影時の料理提供等を想定）については、別途発注者で負担することとする。

（12）本仕様書に定めのないものについては、適宜、発注者と協議を行い、その決定に従うものとする。